

専決処分した事件の承認について

令和 7 年度霧島市の一般会計補正予算（第 3 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和 7 年 8 月 26 日
霧島市長 中重 真一



専決第6号

令和7年度 霧島市一般会計補正予算（第3号）の
専決処分について

令和7年度霧島市の一般会計補正予算（第3号）について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和7年8月7日
霧島市長 中重 真一



令和 7 年度

一般会計補正予算（第 3 号）

霧 島 市

令和 7 年度 霧島市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度霧島市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 26,940 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 81,187,067 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

歳入歳出予算補正

(単位：千円)

[illegible]

歲 出

(単位：千円)

[illegible]

令和 7 年度

一般会計補正予算（第 3 号）
に 関 す る 説 明 書

霧 島 市

歳入歳出予算事項別明細書

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2. 歳入

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

3. 歳 出

[illegible]

(単位：千円)

節		説 明	主 な 事 業
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	1,940	(補助金) 特用林産物推進対策事業 1,940	特用林産物推進対策事業 1,940

(単位：千円)

節		説 明	主 な 事 業
区 分	金 額		
18 負担金補助 及び交付金	25,000	(補助金) いざ霧島キャンペーン実行 委員会 25,000	観光客誘客事業 25,000